

2023年11月2日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
マリモ地方創生リート投資法人
代表者名 執行役員 北方 隆士
(コード番号 3470)
資産運用会社名
マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 北方 隆士
問合せ先 財務管理部長 島田 勝博
TEL:03-6205-4755

本投資法人の運用資産に係る賃料減額訴訟の提起に関するお知らせ
(ヤマダ電機テックランド三原店)

マリモ地方創生リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の運用資産である「ヤマダ電機テックランド三原店」(以下「本物件」といいます。)に関し、エンドテナントである株式会社ヤマダホールディングス(以下「テナント」といいます。)より、本物件のマスターレシーである株式会社マリモ(以下「ML会社」といいます。)に対して、下記の通り、賃料減額訴訟(以下「本訴訟」といいます。)の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 本訴訟について

- 1) 本訴訟が提起された日:2023年10月16日
- 2) 被告(ML会社)が訴状等を受領した日:2023年10月30日
- 3) 本投資法人が本訴訟に関する連絡を受けた日:2023年10月31日

2. 本訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

本投資法人は、本物件の賃料について、本物件のテナントからの要請を受けて従前から真摯に交渉してまいりましたが、テナントより申し立てられた賃料減額請求調停についても不調となり、本訴訟の提起を受けるに至りました。

なお、本訴訟の被告はML会社であり、本投資法人及び本物件の信託受託者は本訴訟の被告ではありませんが、本物件の信託受託者とML会社はパス・スルー型マスターリース契約を締結しています。

3. 本訴訟を提起した者の概要

- 1) 名称:株式会社ヤマダホールディングス
- 2) 所在地:群馬県高崎市栄町1番1号
- 3) 代表者:代表取締役 山田 昇



4. 本訴訟の内容

- 1) 訴訟提起のあった裁判所：東京地方裁判所
- 2) 本 訴 訟 の 被 告：株式会社マリモ 代表取締役 深川 真
- 3) 本訴訟の主な請求内容：2022年8月以降の賃料につき現行賃料比およそ30%の賃料減額請求

5. 今後の対応方針について

本投資法人としては、本訴訟における賃料減額請求は合理的な理由を欠くものと考えており、今後の裁判手続において、本訴訟を提起されているマスターレシーを通じて、その旨を主張していく方針です。

6. 今後の業績の見通し

本訴訟が本投資法人の業績に与える影響は、現時点では未定です。今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.marimo-reit.co.jp/>